

定例会議会議録

開催日時	令和4年3月16日（水）午前10時00分～午前11時50分
開催場所	公安委員会室
『個別審議等会議』	
【決裁事項】	<p>1 押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則の制定について 警務課企画官から、「押印規制等の見直しに伴い、公安委員会規則に定める部内手続において、押印等を廃止するため、公安委員会規則の一括改正を行う整理規則を制定し、宮城県警察国有物品管理規則及び宮城県道路交通規則における、13手続について押印を廃止する。施行期日は令和4年4月1日となる。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 規程の改正について 公安課管理官から、「押印規制等の見直しに伴い、宮城県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年宮城県公安委員会規程第6号）を改正し、押印を求めている箇所を押印不要とする。施行期日は令和4年4月1日となる。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 合格証明書の返納命令について 生活安全企画課管理官から、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書の返納命令について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正について 少年課長から、「青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年宮城県条例第73号）で規定されている、警察職員の立入りの際の身分を示す証明書について改正し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）に準じた身分証明書に改正する。施行期日は令和4年4月1日となる。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>5 宮城県道路交通規則の一部改正について 交通事故総合分析室長から、「宮城県道路交通規則を一部改正し、道路交通法施行令第22条第3号ハの公安委員会が定める高さの自動車が通行できる指定した道路に新たな路線（区間）追加及び区間の場所表記を変更する改正を行う。施行期日は令和4年4月1日からとなる。」旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>6 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等 交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、16件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>
【報告事項】	<p>1 被留置者からの苦情受理及び処理結果について 留置管理課次長から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく被留置者からの、警察本部長、監査官及び警察署長宛に対する苦情の受理及び処理結果について、報告があった。</p> <p>2 被留置者からの「審査の申請」受理及び処理結果について</p>

留置管理課次長から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく被留置者からの警察本部長に対する、審査の申請の受理及び処理結果について、報告があった。

3 交通規制の意思決定について（令和4年3月分）

交通規制課次長から、令和4年3月中における、交通規制の意思決定状況について報告があった。